

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

兵庫県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
				25	29	14				41						
28 100	神戸市	地域協働局男女共同参画課	1 1	1	1	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	2003年3月27日	2003年4月1日		神戸市男女共同参画計画(第5次)	2021年	~	2025年	1	1	
28 201	姫路市	男女共同参画推進センター	1 1	1	1	姫路市男女共同参画推進条例	2016年2月22日	2016年4月1日		姫路市男女共同参画プラン2027	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
28 202	尼崎市	ダイバーシティ推進課	1 2	1	1	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次尼崎市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
28 203	明石市	インクルーシブ推進課	1 2	2	1	あかしジェンダー平等の推進に関する条例	2022年12月23日	2023年4月1日		あかしジェンダー平等推進計画	2023年10月	~	2031年3月	1	1	
28 204	西宮市	男女共同参画推進課	1 1	1	1				4	西宮市男女共同参画プラン	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
28 205	洲本市	市民生活部市民協働課市民協働係	1 2	1	1				4	第4次洲本市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	2	
28 206	芦屋市	人権・男女共生課	1 2	1	1	芦屋市男女共同参画推進条例	2009年3月27日	2009年4月1日		第5次芦屋市男女共同参画行動計画「ウィザス・プラン」	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
28 207	伊丹市	男女共同参画課	1 1	1	1				4	第3期伊丹市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
28 208	相生市	市民生活部地域振興課	1 2	1	1				4	第3次相生市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2032年3月31日	2	1	
28 209	豊岡市	多様性推進・ジェンダーギャップ対策課	1 2	2	1				3	第4次豊岡市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
28 210	加古川市	市民活動推進課	1 1	1	1				4	第5次加古川市男女共同参画行動計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
28 212	赤穂市	市民対話課	1 2	2	1	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	2005年3月25日	2005年4月1日		第3次赤穂市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
28 213	西脇市	茜が丘複合施設	1 1	1	1				4	第3次西脇市男女共同参画基本プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
28 214	宝塚市	人権平和・男女共同参画課	1 2	1	1	宝塚市男女共同参画推進条例	2002年6月27日	2002年7月1日		第2次宝塚市男女共同参画プラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
28 215	三木市	人権推進課	1 1	2	1				3	第4次 三木市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
28 216	高砂市	人権推進課	1 2	1	1				4	第3次たかさご男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
28 217	川西市	市長公室 人権推進多文化共生課	1 2	1	1	川西市男女共同参画推進条例	2015年6月30日	2015年7月1日		第4次川西市ジェンダー平等推進プラン	2024年4月	~	2032年3月	1	1	
28 218	小野市	くらし安心グループ	1 2	1	1	小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例	2002年9月26日	2002年10月1日		はーと・シッププラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
28 219	三田市	人権共生推進課	1 2	2	1				4	第6次三田市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1	
28 220	加西市	まちづくり課	1 2	2	2	加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例	2022年3月24日	2022年4月1日		第3次加西市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2031年3月31日	1	1	
28 221	丹波篠山市	人権推進課	1 1	1	1				3	第3次丹波篠山市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
28 222	養父市	人権・協働課	1 2	1	2				4	第4次養父市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
28 223	丹波市	人権啓発センター	1 2	1	1	丹波市男女共同参画推進条例	2019年3月7日	2019年4月1日		第4次丹波市男女共同参画計画(丹の里ハーモニープラン)	2023年4月	~	2033年3月	1	1	
28 224	南あわじ市	総務企画部ふるさと創生課	1 2	2	2				4	第3次南あわじ市男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
28	225 朝来市	人権推進課	1	1	1	1			4	第4次朝来市男女共同参画プラン～ウィズプラン～	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1		
28	226 淡路市	市民生活部市民人権課	1	2	1	1			4	第3次淡路市男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1		
28	227 宍粟市	人権推進課口	1	2	1	1	宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例	2021年3月12日	2021年4月1日		第2次宍粟市男女共同参画プラン【改訂版】	2025年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
28	228 加東市	人権協働課	1	2	1	1			4	第4次加東市男女共同参画プラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1		
28	229 たつの市	市民生活部 人権推進課	1	2	1	2			4	第2次たつの市男女共同参画プラン	2017年4月	～	2027年3月	2	1		
28	301 猪名川町	福祉課人権推進室	1	2	2	1			4	第四次猪名川町男女共同参画行動計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1		
28	365 多可町	生涯学習課	1	2	1	1	多可町男女共同参画社会づくり条例	2010年4月1日	2010年4月1日		第2次多可町男女共同参画計画	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
28	381 稲美町	人権教育課	2	2	1	1			4	第3次稻美町男女共同参画プラン	2022年4月	～	2032年3月	1	1		
28	382 播磨町	協働推進課	1	2	2	2	播磨町人権尊重のまちづくり条例	2025年3月21日	2025年4月1日		播磨町男女共同参画プラン(第3期)	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
28	442 市川町	企画政策課	1	2	2	2			4	第2期市川町男女共同参画プラン	2021年4月	～	2026年3月	1	1		
28	443 福崎町	社会教育課	2	2	2	2			4	福崎町男女共同参画基本計画	2016年4月	～	2026年3月	1	1		
28	446 神河町	総務課	1	2	2	2			4	第2次神河町男女共同参画推進計画	2024年4月	～	2031年3月	1	1		
28	381 太子町	企画政策課	1	2	2	2			4	第5次太子町男女共同参画プラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1		
28	481 上郡町	生涯学習課	2	2	1	2			4	上郡町男女共同参画プラン	2023年4月	～	2028年3月	1	2		
28	501 佐用町	生涯学習課	2	2	2	2			2	佐用町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1		
28	585 香美町	町民課 人権推進室	1	2	2	2			4	第3次香美町男女共同参画行動計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1		
28	586 新温泉町	新温泉町教育委員会生涯教育課人権推進室	2	2	2	1			4	第4次新温泉町男女共同参画社会プラン	2022年4月	～	2026年3月	2	1		

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

諮詢機関

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す検討中
2 2026年度以降の制定を目指す検討中

- 3 その他

- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 策定予定有
2 策定予定無

現在の状況

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町別集計項目(総合的な施設)No. 1

兵庫県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体										
		問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体								
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他					
	24												3	21	14	9	1	15	6	3
28 100	神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてつぶKOBE	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通3-4-3	078-361-6977	078-361-6477	https://astep.city.kobe.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>							
28 100	神戸市	神戸市ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭支援センター	6500016	兵庫県神戸市中央区橘通3丁目4番1号	078-341-4532	078-371-6478	https://kobe-hitorioyashien.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
28 100	神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	女性のためのDV相談室	非公開	非公開	078-382-0037	非公開	https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kurashi/activate/cooperation/dv/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							<input type="radio"/>			
28 201	姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	あいめっせ	670-0012	兵庫県姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階	079-287-0803	079-287-0805	https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/category/2-4-2-6-0-0-0-0-0.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 202	尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	尼崎市女性センタートレピエ	661-0033	尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号	06-6436-6331	06-6436-5757	https://www.amagasaki-treped.com	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
28 203	明石市	あかし男女共同参画センター	あかし男女共同参画センター	673-0886	兵庫県明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階	078-918-5611	078-918-5618	https://withakashi.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
28 204	西宮市	西宮市男女共同参画センター	ウェーブ	663-8204	兵庫県西宮市高松町4番8号プレラにしのみや4階	0798-64-9495	0798-64-9496	https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokyodosankaku/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 205	洲本市																			
28 206	芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	ウィザスあしや	659-0064	兵庫県芦屋市精道町8-20	0797-38-2023	0797-38-2175	https://www.city.ashiya.lg.jp/danjo/withus/centerwithus.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 207	伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	ここいろ	664-0895	伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ5階	072-781-5516	072-781-5530	https://itami-kokoiro.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
28 208	相生市	相生市男女共同参画センター		678-0031	兵庫県相生市旭一丁目2番10号	0791-23-7130	0791-23-7137	https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/aioishidanjokyoudousankakusenta.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
28 209	豊岡市																			
28 210	加古川市	加古川市男女共同参画センター		675-0065	加古川市加古川町篠原町21-8 カピュル21ビル5階	079-424-7172	079-454-4190	https://www.city.kakogawa.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 212	赤穂市	赤穂市女性交流センター		678-0233	赤穂市加里屋中洲3丁目55番地 赤穂市民会館3階	0791-43-7800	0791-43-6810	https://www.city.ako.lg.jp/shimin/jinken/jyoseikouryucenter.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 213	西脇市	西脇市男女共同参画センター		677-0057	兵庫県西脇市野村町茜が丘16番地の1	0795-25-2800	0795-25-2220	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/miriae/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>				
28 214	宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	エル	665-0845	宝塚市栄町2丁目1番2号ソリオ2 4階	0797-86-4006	0797-83-2424	https://www.takarazuka-ell.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
28 215	三木市	三木市男女共同参画センター	こらぼーよ	673-0433	三木市福井1933-12	0794-89-2331	0794-82-8120	https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)									問6-3 施設形態						問6-5 管理・運営主体					
			問6-1			問6-4 所在地等						問6-3 施設形態			施設管理			事業運営					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
28	216	高砂市	高砂市男女共同参画センター		676-8501	兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	079-443-9133	079-443-3144	http://www.city.takasago.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>								
28	217	川西市	川西市男女共同参画センター	パレットかわにし	666-0015	川西市小花1-8-1	072-759-1856	072-759-1891	https://gesca-kawanishi.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
28	218	小野市	小野市男女共同参画センター		675-1366	兵庫県小野市中島町72	0794-62-6765	0794-62-2400	https://www.ksks-arche.jp/danjo/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								<input type="radio"/>				
28	219	三田市	三田市人権・男女共同参画プラザ		669-1528	三田市駅前町2番1号 キッピーモール6階	079-559-5163	079-559-5169	https://www.city.sanda.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								<input type="radio"/>				
28	220	加西市	加西市男女共同参画センター		675-2312	兵庫県加西市北条町北条28番地の1 アスティアかさい3階	0790-42-0106	0790-42-0133	https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/furuso0000/1437.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>								
28	221	丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	ファーフティ	6692321	兵庫県丹波篠山市黒岡191 丹波篠山市民センター1階	079-552-1511	079-552-1061	https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagisu/jinkensuishinka/kurashi_tetsuzuki/1/22442.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>											
28	222	養父市	養父市男女共同参画センター		667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-7601	079-662-7491	https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/shiminseikatsu/jinken/4/1276.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
28	223	丹波市	丹波市男女共同参画センター		6693467	兵庫県丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階 丹波市市民プラザ内	0795-82-8684	0795-82-8692	https://www.city.tamba.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>											
28	224	南あわじ市																					
28	225	朝来市																					
28	226	淡路市																					
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター		671-2576	兵庫県宍粟市山崎町鹿沢65-3	0790-63-0840	0790-63-0841	https://www.city.shiso.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				<input type="radio"/>				
28	228	加東市																					
28	229	たつの市																					
28	301	猪名川町																					
28	365	多可町																					
28	381	稻美町																					
28	382	播磨町																					
28	442	市川町																					
28	443	福崎町																					
28	446	神河町																					
28	381	太子町																					
28	481	上郡町																					
28	501	佐用町																					
28	585	香美町																					
28	586	新温泉町																					

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

兵庫県

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
		24		18		18				12	22	22	23	5	4	0	23	3
28	100 神戸市	神戸市男女共同参画センター	1992年3月10日	○			6	5	39,898	○	○			○	○			
28	100 神戸市	神戸市ひとり親家庭支援センター	1969年11月4日	○			3		24,724	○	○	○						
28	100 神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	2006年11月1日	○								○			○			
28	201 姫路市	姫路市男女共同参画推進センター	2001年9月1日	○			8	4	9,737	○	○	○	○			○		
28	202 尼崎市	尼崎市立女性・勤労婦人センター	1993年11月2日	○		○	3	13	64,591	○	○	○			○			講座受講者等の託児サービス事業、あまがさき女性フェスティバル等
28	203 明石市	あかし男女共同参画センター	2002年4月18日	○		○	4	5	900	○	○	○			○			
28	204 西宮市	西宮市男女共同参画センター	2000年10月1日	○		○	4	4	43,414	○	○	○	○			○		学習室の貸出
28	205 洲本市																	
28	206 芦屋市	芦屋市男女共同参画センター	1994年8月1日	○		○	8	2	4,191	○	○	○	○			○	○	交流促進: ウィザスあしやフェスタを団体協議会と共に
28	207 伊丹市	伊丹市立男女共同参画センター	2020年4月1日	○			2	7	15,429	○	○	○	○	○	○	○		
28	208 相生市	相生市男女共同参画センター	2003年6月1日	なし			5		30	○	○	○			○			
28	209 豊岡市					○												
28	210 加古川市	加古川市男女共同参画センター	2002年4月1日	なし		○	4	3	6,948	○	○	○	○	○	○	○		
28	212 赤穂市	赤穂市女性交流センター	1998年10月30日	○		○		1	370	○	○	○			○			
28	213 西脇市	西脇市男女共同参画センター	2015年10月18日	○		○	3	4	7,825	○	○	○	○			○		市民活動グループによる活動・交流ひょうご・こうべ女性活躍推進企業の啓発等実施
28	214 宝塚市	宝塚市立男女共同参画センター	1989年10月1日	○			6	3	46,515	○	○	○			○			
28	215 三木市	三木市男女共同参画センター	2002年9月2日			○	3	2	3,094	○	○	○			○			
28	216 高砂市	高砂市男女共同参画センター	2001年4月1日		たかさご男女共同参画プラン	○	3	3	4,992	○	○	○			○			
28	217 川西市	川西市男女共同参画センター	2002年6月9日	○			1	6	15,830	○	○	○	○			○		併設の市民活動センター事業の実施登録グループを中心に「利用者自治」に結びつく交流会等
28	218 小野市	小野市男女共同参画センター	2005年3月20日	○		○	4	0	9,100	○	○	○			○			
28	219 三田市	三田市人権・男女共同参画プラザ	2005年9月15日	○		○		8	5,529	○	○	○	○		○			
28	220 加西市	加西市男女共同参画センター	2003年4月1日	○		○	0	0	0	○	○				○			
28	221 丹波篠山市	丹波篠山市男女共同参画センター	2022年10月1日	○			1	3	10,469	○	○	○	○	○	○	○		
28	222 養父市	養父市男女共同参画センター	2007年4月1日		養父市男女共同参画センター事業実施要綱		2		1,707	○	○	○	○	○	○	○		
28	223 丹波市	丹波市男女共同参画センター	2019年10月22日	○		○	2	2	16,758	○	○	○	○	○	○	○		

都道府県 コ ロ イ ド	市区町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・協 働	2 広報 啓発	3 講座	4 相談 事業	5 実態 把握	6 調査 研究	7 国際 交流	8 情報 収集	9 苦情 処理
28	224	南あわじ市				○												
28	225	朝来市				○												
28	226	淡路市																
28	227	宍粟市	宍粟市男女共同参画センター	2021年4月1日	設置要綱等は無し	○	2	1	1,688	○	○	○	○		○			
28	228	加東市																
28	229	たつの市				○												
28	301	猪名川町																
28	365	多可町																
28	381	稻美町																
28	382	播磨町																
28	442	市川町																
28	443	福崎町																
28	446	神河町																
28	381	太子町																
28	481	上郡町																
28	501	佐用町																
28	585	香美町																
28	586	新温泉町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

兵庫県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			2			29	1	3.4	40	3	7.5	12	0	0.0	12	0	0.0	6,189	488	7.9
28 100	神戸市					1	0	0.0	3	1	33.3									
28 201	姫路市					1	0	0.0	3	0	0.0									
28 202	尼崎市					1	0	0.0	2	0	0.0						556	129	23.2	
28 203	明石市					1	1	100.0	2	1	50.0									
28 204	西宮市					1	0	0.0	2	0	0.0						449	93	20.7	
28 205	洲本市					1	0	0.0	1	0	0.0						161	9	5.6	
28 206	芦屋市					1	0	0.0	1	0	0.0						81	15	18.5	
28 207	伊丹市					1	0	0.0	1	0	0.0						191	35	18.3	
28 208	相生市					1	0	0.0	1	0	0.0						130	9	6.9	
28 209	豊岡市					1	0	0.0	1	0	0.0						359	0	0.0	
28 210	加古川市					1	0	0.0	2	0	0.0						311	21	6.8	
28 212	赤穂市					1	0	0.0	1	0	0.0						97	3	3.1	
28 213	西脇市					1	0	0.0	1	0	0.0						88	1	1.1	
28 214	宝塚市	1994年10月21日	男女共同参画社会の実現に向けての声明		1	1	0	0.0	1	0	0.0						266	61	22.9	
28 215	三木市					1	0	0.0	2	0	0.0						199	16	8.0	
28 216	高砂市					1	0	0.0	1	0	0.0						122	8	6.6	
28 217	川西市					1	0	0.0	1	0	0.0						130	22	16.9	
28 218	小野市					1	0	0.0	1	0	0.0						90	5	5.6	
28 219	三田市					1	0	0.0	1	0	0.0						174	18	10.3	
28 220	加西市	2007年11月11日	加西市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						141	0	0.0	
28 221	丹波篠山市					1	0	0.0	1	0	0.0						262	4	1.5	
28 222	養父市					1	0	0.0	1	0	0.0						151	2	1.3	
28 223	丹波市					1	0	0.0	1	0	0.0						298	9	3.0	
28 224	南あわじ市					1	0	0.0	2	0	0.0						202	6	3.0	
28 225	朝来市					1	0	0.0	1	0	0.0						159	0	0.0	
28 226	淡路市					1	0	0.0	2	1	50.0						231	3	1.3	
28 227	宍粟市					1	0	0.0	1	0	0.0						156	0	0.0	
28 228	加東市					1	0	0.0	1	0	0.0						96	2	2.1	
28 229	たつの市					1	0	0.0	1	0	0.0						215	2	0.9	
28 301	猪名川町											1	0	0.0	1	0	0.0	49	3	6.1
28 365	多可町											1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
28 381	稻美町											1	0	0.0	1	0	0.0	65	4	6.2
28 382	播磨町											1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5
28 442	市川町											1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
28 443	福崎町											1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
28 446	神河町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
28 381	太子町											1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
28 481	上郡町											1	0	0.0	1	0	0.0	116	3	2.6
28 501	佐用町											1	0	0.0	1	0	0.0	131	0	0.0
28 585	香美町											1	0	0.0	1	0	0.0	119	0	0.0
28 586	新温泉町											1	0	0.0	1	0	0.0	117	1	0.9

都道府県コード	市町村名	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)											
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)											
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

兵庫県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード									
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)				(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																	
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他		
28	222 養父市				19	18	194	62	32.0		19	18	194	63	32.5	5	3	27	5	18.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
28	223 丹波市	35.0	2028年3月		67	62	1,158	372	32.1	地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する附属機関	43	39	559	181	32.4	5	2	38	4	10.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1
28	224 南あわじ市	40.0	2028年3月		47	43	574	173	30.1	法令・条例・規則により設置されている審議会等	47	43	575	173	30.1	5	2	33	6	18.2	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1
28	225 朝来市				35	32	629	196	31.2		35	32	629	196	31.2	5	3	28	5	17.9	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1
28	226 淡路市	40.0	2028年3月		29	27	378	104	27.5		29	27	378	104	27.5	5	3	34	5	14.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1
28	227 実栗市	40.0	2030年3月		24	24	306	114	37.3	「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」における「附属機関等」	14	14	257	88	34.2	6	5	36	7	19.4	45	13	28.9	46	13	28.3	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日	1
28	228 加東市	30.0	2029年3月		73	64	944	258	27.3	1 法律または政令により設置されている審議会等、2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	23	20	282	75	26.6	6	4	33	5	15.2	36	5	13.9	37	5	13.5	1		1		1
28	229 たつの市	30.0	2025年3月		49	39	750	167	22.3		17	15	271	48	17.7	5	3	23	4	17.4	36	1	2.8	37	1	2.7	2	2025年5月1日	2	2025年5月1日	2025年5月1日
28	301 猪名川町	40.0	2027年3月		46	41	520	155	29.8		16	16	199	72	36.2	6	4	28	6	21.4	20	2	10.0	21	2	9.5	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2025年1月1日
28	365 多可町	30.0	2028年3月		25	20	295	70	23.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	25	20	295	70	23.7	6	5	34	11	32.4	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1
28	381 稲美町	40.0	2032年3月		15	14	181	44	24.3		15	14	181	44	24.3	6	5	31	7	22.6	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1
28	382 播磨町	40.0	2033年3月		11	11	144	50	34.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	11	11	144	50	34.7	6	5	26	8	30.8	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1
28	442 市川町	20.0	2025年4月		15	12	185	44	23.8	法律、政令により設置されている審議会等	15	12	186	44	23.7	5	3	26	5	19.2	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1
28	443 福崎町	37.0	2026年3月		42	32	497	128	25.8	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)法令、条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等(地方自治法第202条の3)条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	21	13	267	43	16.1	5	3	25	5	20.0	21	0	0.0	22	0	0.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2025年3月31日
28	446 神河町	40.0	2031年3月		16	13	162	43	26.5	広域の審議会を除く審議会	3	2	36	12	33.3	6	2	37	4	10.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1
28	381 太子町	30.0	2026年3月		15	12	141	40	28.4	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく審議会等	10	9	106	33	31.1	5	3	34	6	17.6	18	4	22.2	19	4	21.1	1		1		1
28	481 上郡町		2028年3月	30%以上60%以下	23	17	252	45	17.9		22	16	232	44	19.0	6	2	26	4	15.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1
28	501 佐用町				0	0	0	0			14	13	171	48	28.1	6	3	41	4	9.8	27	8	29.6	28	8	28.6	1		1		1
28	585 香美町	30.0	2027年3月		14	12	183	45	24.6		14	12	183	45	24.6	5	3	36	4	11.1	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1
28	586 新温泉町	30.0	2026年3月		69	56	763	153	20.1		14	13	176	48	27.3	5	2	31	4	12.9	16	1	6.3	17	1	5.9	2	2025年9月1日	1		2025年9月1日

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

兵庫県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
					</td																							

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数		審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	播磨町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	市川町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	福崎町							0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	神河町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	太子町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	上郡町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	佐用町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	香美町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	新温泉町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

兵庫県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職		うち一般行政職													
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率	管理職総数	うち管理職数	女性比率											
5,602	1,240	22.1	4,020	729	18.1	794	96	12.1	594	61	10.3	741	102	13.8	532	64	12.0	4,067	1,042	25.6	2,894	604	20.9	1,799	545	30.3	1,238	310	25.0	8,203	2,455	29.9	5,470	1,399	25.6				328	46	14.0	101	6	5.9	
28 100 神戸市	1,036	238	23.0	801	162	20.2	46	6	13.0	43	6	14.0	198	25	12.6	155	15	9.7	792	207	26.1	603	141	23.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1,824	470	25.8	1,267	258	20.4	1		31	7	22.6	9	0	0.0	1
28 201 姫路市	302	43	14.2	252	26	10.3	97	9	9.3	82	6	7.3	0	0	0	0	0	0	205	34	16.6	170	20	11.8	276	45	16.3	216	14	6.5	573	160	27.9	369	74	20.1	1		21	3	14.3	6	0	0.0	1
28 202 尼崎市	283	44	15.5	193	38	19.7	16	3	18.8	12	2	16.7	61	5	8.2	44	4	9.1	206	36	17.5	137	32	23.4	25	8	32.0	25	8	32.0	710	185	26.1	481	149	31.0	1		16	2	12.5	10	0	0.0	1
28 203 明石市	331	76	23.0	272	52	19.1	27	5	18.5	64	7	10.9	59	7	11.9	240	64	26.7	186	40	21.5	0	0	0.0	0	0	0.0	409	115	28.1	344	96	27.9	1		11	2	18.2	5	1	20.0	1			
28 204 西宮市	365	55	15.1	238	31	13.0	111	13	11.7	65	6	9.2	0	0	0	0	0	0	254	42	16.5	173	25	14.5	0	0	0.0	0	0	0.0	790	204	25.8	484	85	17.6	1		22	3	13.6	4	0	0.0	1
28 205 洲本市	53	7	13.2	50	6	12.0	15	1	6.7	14	0	0.0	2	0	0	0	0	0	36	6	16.7	34	6	17.6	36	8	22.2	35	7	20.0	104	43	41.3	81	22	27.2	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1
28 206 芦屋市	107	39	36.4	78	26	33.3	14	7	50.0	11	6	54.5	7	0	0.0	5	0	0.0	86	32	37.2	62	20	32.3	30	6	20.0	20	1	5.0	189	60	31.7	127	32	25.2	1		11	1	9.1	3	0	0.0	1
28 207 伊丹市	306	82	26.8	146	38	26.0	35	5	14.3	21	1	4.8	93	19	20.4	27	5	18.5	178	58	32.6	98	32	32.7	29	15	51.7	0	0	0.0	537	198	36.9	290	115	39.7	1		11	1	9.1	4	0	0.0	1
28 208 相生市	45	10	22.2	36	7	19.4	14	3	21.4	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	31	7	22.6	24	5	20.8	21	9	42.9	14	7	50.0	38	17	44.7	26	9	34.6	1		2	0	0.0	0	0.0	0.0	1
28 209 豊岡市	145	27	18.6	98	17	17.3	22	2	9.1	18	2	11.1	13	0	0.0	6	0	0.0	110	25	22.7	74	15	20.3	143	34	23.8	91	17	18.7	176	70	39.8	94	39	41.5	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1
28 210 加古川市	165	13	7.9	123	10	8.1	19	1	5.3	15	1	6.7	31	2	6.5	23	1	4.3	115	10	8.7	85	8	9.4	185	50	27.0	104	28	26.9	322	83	25.8	197	56	28.4	1		11	0	0.0	4	0	0.0	1
28 212 赤穂市	148	47	31.8	51	4	7.8	20	1	5.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	128	46	35.9	40	4	10.0	62	7	11.3	30	7	23.3	58	10	17.2	33	6	18.2	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1
28 213 西脇市	100	31	31.0	58	17	29.3	16	2	12.5	13	2	15.4	6	2	33.3	1	1	100	78	27	34.6	44	14	31.8	51	22	43.1	26	9	34.6	64	22	34.4	45	9	20.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1
28 214 宝塚市	167	21	12.6	130	14	10.8	23	1	4.3	17	1	5.9	37	8	21.6	30	6	20.0	107	12	11.2	83	7	8.4	31	20	64.5	0	0	0.0	397	112	28.2	243	54	22.2	1		12	3	25.0	2	0	0.0	1
28 215 三木市	91	22	24.2	64	16	25.0	11	2	18.2	8	2	25.0	2	0	0.0	2	0	0.0	78	20	25.6	54	14	25.9	31	13	41.9	23	12	52.2	140	48	34.3	84	31	36.9	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1
28 216 高砂市	173	41	23.7	102	17	16.7																																							

調査表4-5 市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

兵庫県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																					
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で 1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で 1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
県	村	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
ド	名	29	1の合計	40	0	38	3			38	39	39	39	38	28						
		8	2の合計	0	29	2	36			0	0	0	0	1	1						
		3	3の合計	0	9		1			0	0	0	0	0	0						
		1	40の合計	1	2					3	2	2	2	2	0						
28	100	神戸市	1	神戸市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1)単に氏名が記載された文書等 (2)車ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4)法律等に基づかない文書等、その他所長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかる文書等、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	神戸市会	1	2	1	神戸市会会議規則 第1章総則 第1条 第3項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2				1	1	1	1	1	1		
28	201	姫路市	1	姫路市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	姫路市議会	1	4	2					1	1	1	1	1	1			
28	202	尼崎市	1	尼崎市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。	尼崎市議会	1	2	1	尼崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日からその出産の日後8週間を経過する日までの期間内において会議を欠席しようとするときは、あらかじめ、その欠席しようとする日又は期間を明らかにして、その旨を議長に届け出ることができる。	1		尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (長期欠席等の場合の議員報酬月額の特例) 第2条の2 議員が、連続する3回以上の定例会(以下「連続定例会」という。)のうち初めの定例会の会期の初日から当該連続定例会の最後の定例会の会期の末日までの間において、会議等(議会(議会及び地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を含む。)における会議、調査その他活動(議長が別に定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)で当該議員が出席し、又は参加すべきもの(以下この条において「議会の会議等」という。)の全てについて欠席し、又は参加しなかつた場合における当該議員の議員報酬月額は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する月分に限り、同条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる月の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して3回目の定例会の会期の末日(以下この号において「基準日」という。)の属する月の翌月から、当該議員が基準日の翌日から次期定例会(当該定例会の次の定例会をいう。以下この号において同じ。)の会期の末日までの間において基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月(同日が基準日の翌日から次期定例会初日(次期定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。)の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月)の前月までの間の各月100分の80 (2)当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して4回目の定例会の会期の末日(以下この号において「基準日」という。)の属する月の翌月から、当該議員が基準日の翌日から次期定例会(当該定例会の次の定例会をいう。以下この号において同じ。)の会期の末日までの間において基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月(同日が基準日の翌日から次期定例会初日(次期定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。)の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月)の前月までの間の各月100分の70 (3)当該連続定例会のうち初めの定例会から起算して5回目の定例会の会期の末日(以下この号において「基準日」という。)の属する月の翌月から、当該議員が基準日後初めて議会の会議等に出席し、又は参加した日の属する月(同日が定例会の会期の末日の翌日から次期定例会初日(当該定例会の次の定例会の会期の初日をいう。以下この号において同じ。)の前日までの間にある場合にあっては、次期定例会初日の属する月)の前月までの間の各月100分の50	1	1	1	1	1	1			
28	203	明石市	1	明石市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、本市に勤務する全職員(再任用職員、任期付職員及び臨時の任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍(外国人にあっては住民基本台帳)上の氏名を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関する必要な事項を定める。	明石市議会	1	3	1	明石市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
28	204	西宮市	1	西宮市職員旧姓使用等取扱要綱 第2条 職員は、次の各号に該当する場合を除き、任命権者の承認を得て、職務上旧姓等を使用することができる。 (1)法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に反する場合 (2)職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合	西宮市議会	1	2	1	西宮市議会会議規則 第2条 略 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議員が本会議や常任委員会等を長期欠席した場合は、報酬を減額する規程がありますが、この規定は出産に限らず欠席事由を問わず適用されるものです。					1	1	1	1	1	1
28	205	洲本市	1	洲本市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この規程は、市の一般職に属する職員(臨時的に任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した後も引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	洲本市議会	1	2	1	洲本市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 市 道 府 県 コ ド	市 区 町 村 市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取扱いが可能か休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
28 206	芦屋市	1	芦屋市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、次に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。	芦屋市議会	1	2	1	①芦屋市議会会議規則 ②芦屋市議会委員会条例 ①第2条 議員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 ②議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条 委員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。 ②委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
28 207	伊丹市	1	伊丹市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用するときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならぬ。	伊丹市議会	1	3	1	伊丹市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
28 208	相生市	1	相生市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律および条例等の規定に反するおそれのない文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	相生市議会	1	2	1	相生市議会会議規則 第2条 職員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
28 209	豊岡市	1	豊岡市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(会計年度任用職員を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も婚姻等前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員名簿その他市に氏名が記載されたもの (2) 起案文書その他の組織内部で使用される文書のうち職員の同一性の確認が容易にできるもの (3) 出勤簿その他公務員の権利及び義務に係る文書のうち職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用により係争となるおそれのないもの (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの	豊岡市議会	1	2	1	豊岡市議会会議規則 第2条第1項 省略 2.議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
28 210	加古川市	1	加古川市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、別表に掲げる文書等に使用する氏について、任命権者に旧姓使用の申出を行った場合は、旧姓を使用することができる。	加古川市議会	1	3	1	加古川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 2
28 211	赤穂市	1	赤穂市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、赤穂市に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を変更した後も、引き続き戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	赤穂市	1	2	1	赤穂市議会会議規則 第2条第2項 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
28 213	西脇市	3		西脇市議会	1	3	1	西脇市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1

都 市 道 府 県 市 区 町 村 ド 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取扱いが可能か休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこともない。		議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間と明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
宝塚市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性と意欲が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整えるため、職員が婚姻、養子縁組その他自由によって、戸籍(外国人にあたっては住民基本台帳)上の氏を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏を職務上使用することについて、必要な事項を定めます。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用できるものとする。なお、氏を改めた時期は問わない。 (1)公権力の行使に関わる場合 (2)外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 (3)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4)電算システムの大幅な変更等、事務処理に多大な負担が必要となる場合 (5)前号各号に掲げるもののほか、職務遂行上で誤解や混乱を生じるおそれのある場合 2 前項の規定は、可能な限り旧姓を使用しようとする職員の意思に沿って解釈されなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用が認められた文書等については、原則として旧姓を使用しなければならない。		宝塚市議会	1	3	1	宝塚市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
28 214	宝塚市	1													
三木市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、三木市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職業生活上の支障を回避できるよう、引き続き従前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關する事項を定めるものとする。		三木市議会	1	3	1	三木市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
28 215	三木市	1													
高砂市議会会議規則第2条第1項及び第83条第1項に規定する出産により出席できないとき等に関する申し合わせ事項 届出に係る期間は、出産予定日を含め前8週(多胎妊娠の場合には14週)及び出産日の翌日から後8週の期間内とする。		兵庫県高砂市議会	1	3	1	高砂市議会会議規則第2条第1項及び第83条第1項に規定する出産により出席できないとき等に関する申し合わせ事項 届出に係る期間は、出産予定日を含め前8週(多胎妊娠の場合には14週)及び出産日の翌日から後8週の期間内とする。	2		4	1	1	1	1		
28 216	高砂市	2													
川西市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關する事項を定めるものとする。		川西市議会	1	2	1	川西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ書面をもって議長にその旨を届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1		
28 217	川西市	1													
小野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		小野市議会	1	2	1	小野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
28 218	小野市	2													
職員の旧姓使用に関する取扱要領 1 趣旨 2 他の事由(以下「婚姻等」という。)により個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關する事項を定める。 この要領において、「職員」とは、再任用職員及び臨時任用職員を含む一般職の職員及び嘱託員をいう。ただし、市民病院の事務局職員以外の職員は除く。 3 旧姓使用の範囲		三田市議会	1	2	1	三田市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条2項)	2		1	1	1	1	1		
28 219	三田市	1													
加西市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(職員、会計年度任用職員及び臨時職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によって戸籍上の氏を改めたときに、その改姓によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。		加西市議会	1	2	1	加西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
28 220	加西市	1													

都 市		市 市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
道 府	市 区	府 町	市 区	県 村	町	議 会 名	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問 12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 間 12-1 で 1. を選択した場合、取扱いが可能か休業期間は、次のうちどれか。	問 12-3 間 12-2 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 間 12-3 で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問 12-5 間 12-1 で 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問 12-6 間 12-5 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について 1~4 のいずれか一つに○をつけてください。									
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間と明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	丹波篠山市職員の旧姓使用に関する要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、職員(定年前再任用を含む一般職の職員及び非常勤嘱託員等非正規職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定めるものとする。 (旧姓の申出及び通知) 第2条 略	(旧姓の使用する範囲) 第3条 前条に定める通知を受けた職員は、次に定める場合で別表に定める文書等を除き旧姓を使用できるものとする。 (1) 公権力の行使に則る場合 (2) 移務署、共済組合、社会保険事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することができる場合 (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混亂を生ずるおそれのある場合	丹波篠山市議会	1	2	1	丹波篠山市議会議規則	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
28	221	丹波篠山市	1	養父市職員の旧姓使用に関する規程	第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。	養父市議会	1	2	1	養父市議会議規則	(欠席等の届出) 第2条 (略)2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席等の届出) 第2条 (略)2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
28	223	丹波市	1	丹波市職員旧姓使用取扱要綱	第1条 この要綱は、丹波市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	丹波市議会	1	2	1	丹波市議会規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
28	224	南あわじ市	3			兵庫県南あわじ市議会	1	2	1	南あわじ市議会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
28	225	朝来市	2			朝来市議会	1	2	1	朝来市議会議規則	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
28	226	淡路市	1	淡路市職員旧姓使用取扱要領(平成25年淡路市訓令第13号)	第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用した場合において、対外的に法律行為の成立に疑義が生じるもので、職務遂行上又は事務処理上に支障がないと認められるものとし、別表第1に定めるところとする。 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に定める文書等は、旧姓を使用することができない。	淡路市議会	1	2	1	淡路市議会議規則 平成17年4月12日議会規則第1号)	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				
28	227	宍粟市	1	宍粟市職員旧姓使用取扱要綱	(旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 2 職員が旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の申出等) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、宍粟市職員服務規定(平成17年宍粟市訓令第8号)第15条に規定する履歴事項変更届の提出に併せ、旧姓使用申出書(様式第1号)により、所属長を経て任命権者に申し出なければならない。	宍粟市議会	1	2	1	宍粟市議会議規則	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				

都 市		市 市		区 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
道 府	市 町	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。												問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-7 1.の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。		
県	村	町	町	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上認めている。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことがない。												議 会 名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上認めている。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1.労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	1.配偶者の出産 2.育児 3.家族の看護 4.家族の介護 5.疾病 6.その他		
ド	ド	名	名																					
28	228	加東市	2													加東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例								
																(議員報酬の額額) 第3条 議員が長期欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じて、同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。 【表】 (長期欠席の期間) (支給割合) 90日を超える180日以下であるとき。 100分の80 180日を超える365日以下であるとき。 100分の70 365日を超えるとき。 100分の50								
																(適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議員が本会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。 (1)公務上の災害 (2)出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する場合 (3)その他議長が前2号の事由に準すると認める場合								
28	229	たつの市	2																					
28	301	猪名川町	1	猪名川町職員の旧姓使用に関する取扱要綱(令和元年要綱第41号)																				
				第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定める。												たつの市議会会議規則								
																第2条 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
28	365	多可町	1	多可町職員旧姓使用取扱要綱(平成17年訓令第16号)																				
				第2条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混亂を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができるものとする。												多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条1項2号								
																(適用除外) 第5条 次に掲げる事由により議会活動等を引き続き長期休止したときは、前2条の規定は適用しない。 (2)議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65号第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する産前産後の期間の範囲内とする。								
28	381	稻美町	1	旧姓使用に関する要綱												猪名川町議会会議規則								
				第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「職員」とは、一般職の職員(臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除く。)をいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものであって、おおそれね別表に掲げるものとする。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)選挙権その他の公権力の行使に関するもの (3)選務遂行上又は事務処理上誤解又は混亂を招くおそれのないもの (4)税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の外部機関の事務に支障を及ぼすおそれのあるもの (5)前各号に掲げるもののほか、特に支障があると町長が認めるもの (旧姓使用の開始)												(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
28	382	播磨町	1	播磨町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条から第4条												稻美町議会会議規則 (欠席の届出)								
																第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
28	442	市川町	2													市川町議会会議規則 第2条第2項前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								
28	443	福崎町	1	福崎町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この規程は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員(臨時職員を除く。)について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。												福崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。								

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 市 道 府 県 コ ド 市 市 区 区 町 町 村 村 名	市 市 区 区 町 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。									
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、出産休が該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産休が該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、出産休が該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名 1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 劳働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 4	育児 4	家族の看護 4	家族の介護 2	疾病 その他
28 446 神河町 1 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	神河町議会 4	神河町議会					4	4	4	4	2
28 464 太子町 2		太子町議会 1 2 1 太子町議会会議規則 第2条第2項 議員が前項に規定する理由により欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議員に欠席届を提出することができる。ただし、議員が出産のため欠席する日数は、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内とする。	太子町議会 1 2 1		2		1	1	1	1	1
		上郡町議員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、上郡町に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き氏を変更する前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等とする。 (申請) 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所属長を経て町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合で、職務の遂行又は事務の処理において支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たっては、常に町民又は職員に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、町民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、職員の旧姓使用について、適切な運用に努めなければならない。	上郡町議会 1 2 1 上郡町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	
28 481 上郡町 1		上郡町議会 1 3 1 佐用町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	佐用町議会 1 3 1		2		1	1	1	1	1
28 501 佐用町 3											
28 585 香美町 2		香美町議会 1 2 1 香美町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	香美町議会 1 2 1		2		4	4	4	4	4
28 586 新温泉町 4		新温泉町議会 1 2 1 新温泉町議会会議規則 1 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	新温泉町議会 1 2 1		2		1	1	1	4	

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

兵庫県

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地 域 防 災 計 画 や 避 離 所 運 営 に 關 す る 指 指 (手 紙 キ・ガ イ ド ラ イ ン を 含 む) に お け る 具 体 的 な 役 割			研 修 の 実 施 状 況
道 府 町	市 区	問 12-8	問 12-9	問 12-10	問 12-11	問 12-12	問 12-13	問 12-14	問 12-15	問 12-16	問 12-17	問 12-18	問 13	問 13-1	問 14	問 15			
県	村 町	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。	議員が研修を受けることのできる施設が議会に設置または提供されているか。		
コ	コ 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 体育場に必要な施設または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室に必要な施設または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。	規ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。													
ド	ド 名	28 443 福崎町	4	4	3											20	3	15.0	
		28 446 神河町	4	4	2											14	1	7.1	
		28 464 太子町	4	2	2											33	11	33.3	
		28 481 上郡町	4	4	3											18	2	11.1	
		28 501 佐用町	4	4	3											29	2	6.9	
		28 585 香美町	4	4	2											25	2	8.0	
		28 586 新温泉町	4	4	2											15	0	0.0	